

平成 2 1 年 4 月 1 7 日

国土交通省大臣官房官庁営繕部

官庁施設の設計業務等積算基準等の改定について

国土交通省では、官庁施設の設計業務等の業務委託費の算出を行うための積算基準として官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領を平成 1 7 年 6 月に策定し公表しているところですが、今般、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（国土交通省告示）が見直されたこと等を受け、積算基準を改定しました。

1. 官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領の位置づけ、改定の経緯

官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領は、建築士法第 2 5 条の規定に基づく告示「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（昭和 5 4 年建設省告示第 1 2 0 6 号）の考え方を踏まえて、国土交通省が発注する官庁施設の設計等の業務を委託する場合に必要な事項を定めているものです。平成 2 1 年 1 月、告示 1 2 0 6 号が廃止され、新たに業務報酬基準の告示（平成 2 1 年国土交通省告示第 1 5 号）が制定されたこと等を踏まえ、新告示の考え方に即し、業務積算基準等を見直しました。

2. 官庁施設の設計業務等積算基準の改定内容

積算基準は、設計業務等の委託料を構成する各経費等の構成を定めているものであり、従前と同様に直接人件費、諸経費、特別経費、技術料等経費で構成することとしています。

3. 官庁施設の設計業務等積算要領の改定内容

積算要領は、設計業務等に必要な業務量の算定方法を定めています。

(1) 新築工事の設計・工事監理業務の業務量の算定方法

①設計、工事監理業務量の算定

新告示と同様、延べ面積に応じて業務量を算定する方法としました（従前は総工事費に応じた算出方法）。

・延べ面積が新告示の略算方法を使用できる範囲内のものについては告示の略算方

法によることとしています。

- ・告示の略算方法を使用できない範囲（小規模なもの及び大規模なもの）については新たに算定方法を設定しました。

②設計意図の伝達業務の業務量の算定

設計業務の終了時に、設計意図の伝達業務の業務範囲を業務委託仕様書等に定め、その内容に即して業務量を算定することとしました。

(2) 改修工事の設計・監理業務の業務量の算定方法

個別の改修設計業務の発注に際して、作成する図面の目録を想定し、建築工事、設備工事の別ごとに、当該図面1枚ごとの必要業務量を図面ごとの難易度等を考慮して算出した後、これらを合計して改修設計業務全体の業務量を算定する方法としました（旧基準と同様）。

(3) 業務委託に含まれない業務の業務量

- ①告示に規定された標準業務内容のうち、一部分を委託業務の範囲外とすることが業務委託契約書等に定められている場合にのみ、その内容に基づき当該業務内容相当の業務量を差し引いて業務委託料を算定することができる旨を明記しました。またこのために必要な業務構成の比率（新告示に規定された標準業務の各業務項目が設計又は工事監理のそれぞれの標準業務量に占める割合）を新たに設定しました。
- ② ①のほか、官庁施設の工事監理業務の委託において、通常は委託しない業務範囲及び相当業務量を新たに設定しました。
- ③ ①②に伴い、業務量全体に関する「依頼度」の設定に関する規定を削除しました。

(4) 追加業務に関する記述の追加

官庁施設の設計で通常必要な業務である「積算業務」、工事監理業務で通常必要な業務である「完成図の確認業務」について新たに業務量を設定しました。

4. 適用

積算基準等は、平成21年4月1日以降に新たに入札契約手続きを開始する設計業務等から適用します。

【お問合せ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

(03) 5253-8111 (内線23433) 課長補佐 神谷 剛
(内線23444) 建築基準第一係 工藤敏政
(03) 5253-8240 (夜間直通)